

（仮称）中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の結果について

（仮称）中央こども園の設置及び併設子育て支援事業について、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続を実施しました。

1 案件名称

（仮称）中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の実施について

2 意見等の募集期間

令和 2 年 11 月 10 日（火）～12 月 1 日（火）

3 意見募集の結果

7 人の方から 14 件の意見提出がありました。

4 提出された意見の概要及び市の考え方

（１）「名称及び位置」関係

意見の概要	市の考え方
位置についてですが、横須賀市職員厚生会館（小川町20番地）を予定しているが、将来的には利用者へのサービス向上なども考え、若松町一丁目再開発ビルへの移転も想定しておいたほうが良いと思う。 （意見数 1 件）	貴重なご意見として承ります。

(2)「こども園」関係

意見の概要	市の考え方
【教育・保育時間】 1号認定子どもの6時間という（9時半から15時半）教育時間を見直していただきたい。 幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園の運営上の取り扱い通知にもあるように、幼児にとって適切な教育時間は1日標準4時間とされています。 食事や着替えの時間を入れて登園9時、降園14時というカリキュラム編成が一般的であり、国の説明においても標準4時間としています。 なお具体的な教育時間設定は各園の判断に委ねられることとなっておりますが、公が取り組むのであれば省令の趣旨を鑑み、標準から始めるのが筋ではないかと考えます。 （意見数 4件）	1号認定子どもの教育時間は、月曜日から金曜日までの9時から14時に見直します。 なお、教育時間の変更により1号認定子どもに間食を提供しないため、給食費の額を月額6,000円から4,400円に見直します。
【1号認定こどもの休業日】 1号認定子どもの長期休暇期間を見直していただきたい。 1号認定子どもの教育日数は、学校教育法における幼児教育課程によるものであり、年間39週を下回らないものとされています。 幼児教育は小学校前の教育であり、小学校よりも休業日が少ないことは幼児の心身の発達に影響を及ぼしかねません。 （意見数 5件）	1号認定子どもの長期休暇期間を、以下に記載する内容に見直します。 ① 学年始 4月1日から4月2日 ② 夏季 7月20日から9月2日 ③ 冬季 12月24日から1月8日 ④ 学年末 3月24日から3月31日 また、長期休暇期間の変更により8月は給食を提供しないこととなるため、8月は1号認定子どもから給食費を徴収しないことに見直します。

(3)「子育て支援センター（愛らんど）」関係

意見の概要	市の考え方
愛らんど利用者からは、土曜日・日曜日・祝日の開所を希望する声が多いです。 こども園は土曜日も開園しているので、せめて土曜日は愛らんどを開所してほしいです。 (意見数 3件)	土曜日、日曜日、祝日の開所については、令和2年12月に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、実施の可否を検討してまいります。
フリースペースについて、愛らんど内に手洗い場は必要と感じています。 是非、愛らんど内に手洗い場を設けてください。 (意見数 1件)	ご指摘の内容を実施いたします。

5 今後の予定

令和3年6月定例議会に条例議案提出